

残留動物用医薬品

動物用医薬品は使用者が誤って対象外動物へ使用したり、休薬期間を守らなかった場合、畜産物中に残留するおそれがあるため、食品の成分規格として残留基準が定められています。当所で検査している項目は次のとおりです。

抗生物質	β -ラクタム系、アミノグリコシド系、テトラサイクリン系などがありますが、当所では、テトラサイクリン系の「テトラサイクリン」「オキシテトラサイクリン」「クロルテトラサイクリン」の3剤を検査しています。
合成抗菌剤	サルファ剤、ニトロフラン剤、キノロン剤などがありますが、当所では、「スルファジミジン」や「スルファジメトキシム」などのサルファ剤を中心に検査をしています。
寄生虫駆除用剤	ピペラジン類、ベンズイミダゾール類などがあります。当所ではベンズイミダゾール類の「フルベンダゾール」検査しています。
ホルモン剤	肉牛の成長促進や肉質改善を目的として用いられます。天然型ではエストラジオール、プロゲステロンなどがありますが、当所では、合成型のトレンボロンを検査しています。

